

中央環境審議会水環境部会の専門委員会の設置について

平成 13 年 9 月 27 日水環境部会決定

平成 13 年 12 月 25 日改正

平成 14 年 11 月 29 日改正

平成 16 年 2 月 26 日改正

平成 16 年 10 月 14 日改正

平成 20 年 6 月 17 日改正

平成 21 年 9 月 15 日改正

平成 22 年 8 月 25 日改正

平成 25 年 1 月 6 日改正

平成 25 年 9 月 5 日改正

平成 27 年 12 月 4 日改正

平成 29 年 10 月 31 日改正

平成 14 年 8 月 29 日改正

平成 15 年 2 月 28 日改正

平成 16 年 8 月 27 日改正

平成 19 年 4 月 18 日改正

平成 21 年 2 月 26 日改正

平成 22 年 3 月 31 日改正

平成 23 年 7 月 22 日改正

平成 25 年 4 月 10 日改正

平成 26 年 9 月 11 日改正

平成 28 年 11 月 1 日改正

令和 2 年 2 月 27 日改正

1. 中央環境審議会水環境部会に次の専門委員会を置く。

- (1) 環境基準健康項目専門委員会
- (2) 陸域環境基準専門委員会
- (3) 排水規制等専門委員会
- (4) 水生生物保全環境基準専門委員会
- (5) 生活環境項目環境基準専門委員会
- (6) 底層溶存酸素量類型指定専門委員会
- (7) 総量削減専門委員会

2. 環境基準健康項目専門委員会においては、水質の汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の設定及び改定に関する専門的事項を調査する。

3. 陸域環境基準専門委員会においては、陸域の水質の汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の指定等に関する専門的事項を調査する。

4. 排水規制等専門委員会においては、排水基準の設定その他の排水規制及び地下浸透規制等並びに事故時の措置に関する専門的事項を調査する。

5. 水生生物保全環境基準専門委員会においては、水生生物の保全に係る水質環境基準に関する専門的事項を調査する。

6. 生活環境項目環境基準専門委員会においては、水質の汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の設定及び改訂に関する専門的事項を調査する。
7. 底層溶存酸素量類型指定専門委員会においては、底層溶存酸素量に係る環境基準の水域類型の指定等に関する専門的事項を調査する。
8. 総量削減専門委員会においては、水質総量削減に関する専門的事項を調査する。
9. 専門委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は部会長が指名する。